

第5回地域づくり小委員会 資料

1

アンケート調査結果報告

1. 地域づくり小委員会のこれまでの流れ
2. アンケートの前提(地域づくり小委員会の目標)
3. アンケート調査について
4. アンケート調査の結果
5. アンケート調査結果のまとめ
 - ①回答で示された取り組み案
 - ②小委員会の性質等からの制約(事務局による整理)
 - ③取り組み案から見えてきたニーズの抽出(事務局による整理)

2

今後の取り組み内容について

1. 地域づくり小委員会の役割と今後の取り組みについて
2. 取り組み内容についての事務局提案
3. 提案の参考例
4. 今後の進め方のイメージ

1

アンケート調査結果報告

地域づくり小委員会のこれまでの流れ

- 2016/1/27** 第1回地域づくり小委員会開催(出席者38名)
- ・ 「自然再生推進法」および「釧路湿原自然再生全体構想」について説明(事務局)
 - ・ 釧路湿原における10年間の自然再生事業の取り組みについて説明(事務局)
 - ・ 釧路管内の観光の現状について説明(事務局)
 - ・ 地域づくり小委員会の進め方について説明・・・「湿原と持続的に関われる社会づくり」に向けて、現在の「行為目標」「成果目標」の提示(事務局)
 - ・ 自己紹介、意見交換
- 2016/9/28** 第2回地域づくり小委員会開催(出席者27名)
- ・ 第1回小委員会のまとめの報告(事務局)
 - ・ 参加団体の取り組み状況の報告 ①釧路湿原散策ツアー(釧路観光コンベンション協会) ②地域づくり活動(タンチョウ保護研究グループ)
 - ・ アンケート結果の報告(事務局)
 - ・ 地域づくり小委員会の進め方について意見交換・・・ワーキンググループに分かれて作業という提案が出る
- 2017/2/14** 第3回地域づくり小委員会開催(出席者33名)
- ・ ワークショップ実施
 - 6グループに分かれ、「参加委員の活動内容の情報共有」(前半)、「小委員会で議論したい内容」(後半)について話し合う
- 2018/2/13** 第4回地域づくり小委員会開催(出席者25名)
- ・ 地域づくり小委員会の目標の確認・・・第1回目と同じ内容(事務局)
 - ・ 第1～3回地域づくり小委員会の開催概要の説明(事務局)
 - ・ 話題提供 ①鶴居村における農泊の取り組みについて(美しい村・鶴居村観光協会) ②海鳥を取りまく自然環境の保全と羽幌の地域振興の両立に向けて(竹中康進委員)
 - ・ アンケート、ワークショップの結果を踏まえ、今後の取り組みおよびテーマについて・今後の進め方について議論
 - 今後の進め方: 行為目標である「観光」「産業連携」「ルール」の3つについて、今後取り組んでいきたいテーマならびに具体的な取り組み案についてアンケート調査を行い、とりまとめる
 - 次回は各テーマの具体的な取り組み及び進め方、ワーキンググループの結成について議論する
- 2018/7/2** 第5回地域づくり小委員会開催
- ・ 委員長・副委員長代理の交代に関して
 - ・ アンケート結果の報告、今後の取り組み内容の決定 など

今日です

アンケートの前提（地域づくり小委員会の目標）

「自然再生を通じた地域づくりの推進」

- ▶ 地域産業と連携した湿原のワイズユースにより、釧路湿原を保全・再生することによって、将来にわたり地域産業が豊かになる取り組みを進める

成果目標

自然再生と
地域の産業・文化の
振興を両立

湿原利用の
ルールづくり

地域住民や来訪者における
環境負荷軽減策等の
認知・定着

行為目標

観光などの
地域振興による
湿原の賢明な利用

地元産業との
連携の検討

湿原の利用に関する
ガイドライン・ルール
づくり

産業や暮らしにおける環境や景観への配慮

アンケート調査について

■ 目的

今後の進め方として、具体的な取組内容に関するアイデアを集める

■ 質問項目

- ①観光への取り組み参加(自由記述)
- ②産業連携への取組参加(自由記述)
- ③ルール・ガイドラインづくりへの取組参加(自由記述)
- ④その他(自由記述)

■ 調査期間

2018年3月26日～2018年4月27日

■ 調査対象

地域づくり小委員会委員
(個人28、団体25、オブザーバー5、関係行政機関9)

■ 調査方法

Eメールにて調査票配布、Eメール・FAX・郵送にて回収

■ 回収状況

発送数67票、回収数9票、有効票数9票(有効回収率13%)

釧路湿原自然再生協議会

地域づくり小委員会 取組アンケートへの協力をお願い

第4回地域づくり小委員会において、今後の進め方として具体的な取組内容について、アンケート調査を実施することになりました。
つきましては、実施(参加)したい具体的な取組内容について、テーマを選択し希望する内容のご意見を頂きたいと考えております。

※ 回答内容等について事務局より問合せさせていただく場合があります。

取組テーマ

- ① 観 光
観光などの地域振興による湿原の賢明な利用
- ② 産業連携
地元産業との連携の検討
- ③ ルール・ガイドラインづくり
湿原の利用に関するガイドライン・ルールづくり

このアンケートは、委員の皆様から

「こんなことをやってみたい！」・「こんなことに参加したい！」
「こんなことにお手伝いできる！」
「他の委員とこんな取組をしてみたい！」

というアイデアを頂き、今後、具体的な取組内容を進めるものです。
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

■ 提出期限 : 平成30年4月27日(金)

■ 送 出 先 : 北海道釧路総合振興局商工労働観光課 担当:田中

(メールにて返信する場合)
メールの件名(タイトル)に「地域づくり小委員会アンケート票添付」とご記入のうえ、
tanaka.ryuuki@pref.hokkaido.lg.jp まで返信してください。

(FAXにて返信する場合)
0154-41-0967まで返信してください。

(郵送にて返信する場合)
同封の返信用封筒を使用して送付してください。
〒085-8588
釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局商工労働観光課

調査依頼票

地域づくり小委員会 アンケート票 (1/2)

所属

※個人委員の場合は、「個人委員」と記載してください。

氏名

※ 回答は、可能な限り具体的にご記入下さい。

① 観光への取組参加について

(参考例)

- 釧路湿原自然再生と連携・活用した観光への取組を行いたい
- 釧路湿原や釧路川周辺の河川空間や施設を活用した取組を行いたい
- 観光プロモーションやホームページ等の情報発信の取組を行いたい

② 産業連携への取組参加について

(参考例)

- 湿原再生を生かし農業や漁業など地域産業と連携した取組を行いたい。
- 未利用地を活用した湿原再生や商品づくり等の取組を行いたい。

調査票1頁目

地域づくり小委員会 アンケート票 (2/2)

③ ルール・ガイドラインづくりへの取組参加について

(参考例)

- 釧路湿原や釧路川等の保全や利用に関するルール・ガイドラインを作成したい。
- カヌーの利用やルール、安全に関するガイドラインを作成したい。
- 外来種等の拡散防止のガイドラインを作成したい。

その他

- 用紙に書き切れなかった場合にご使用ください。
- その他、ご自由にご記入ください。

調査票2頁目

アンケート調査結果 ①

観光への取組参加について

現在の取組み

カヌーツアー

釧路川をカヌーを使用しお客さまを案内している

行いたい
取組み

イベント

釧路川をカヌーで下るイベントなどを開催したい

どさんこ牧場と連携して右岸堤防を活用したイベントを実施したい

釧路湿原の保全・再生と食をコラボさせたイベントを実施したい

ヒシ・クロミノウグイスカグラ・ウグイ・泥炭などの活用

ツアー

教育旅行のフィールドとして活用したい

釧路市内などのホテルと連携した釧路湿原の
自然再生事業を紹介するツアーを実施したい

体験型スポット

湿原にもっと近づけるような場所づくりをしたい

泥炭のフワフワ感・やちまなこ・やちぼうずなどを体験できる場所の設置

達古武キャンプ場を核とした地域資源の利用促進。
ガイド育成による体験型メニューの提供

森林再生現場での森林再生手伝いや自然観察、夢が丘遊歩道の散策、達古武湖でのカヌーやヒシ刈り取り作業など

冬季活用

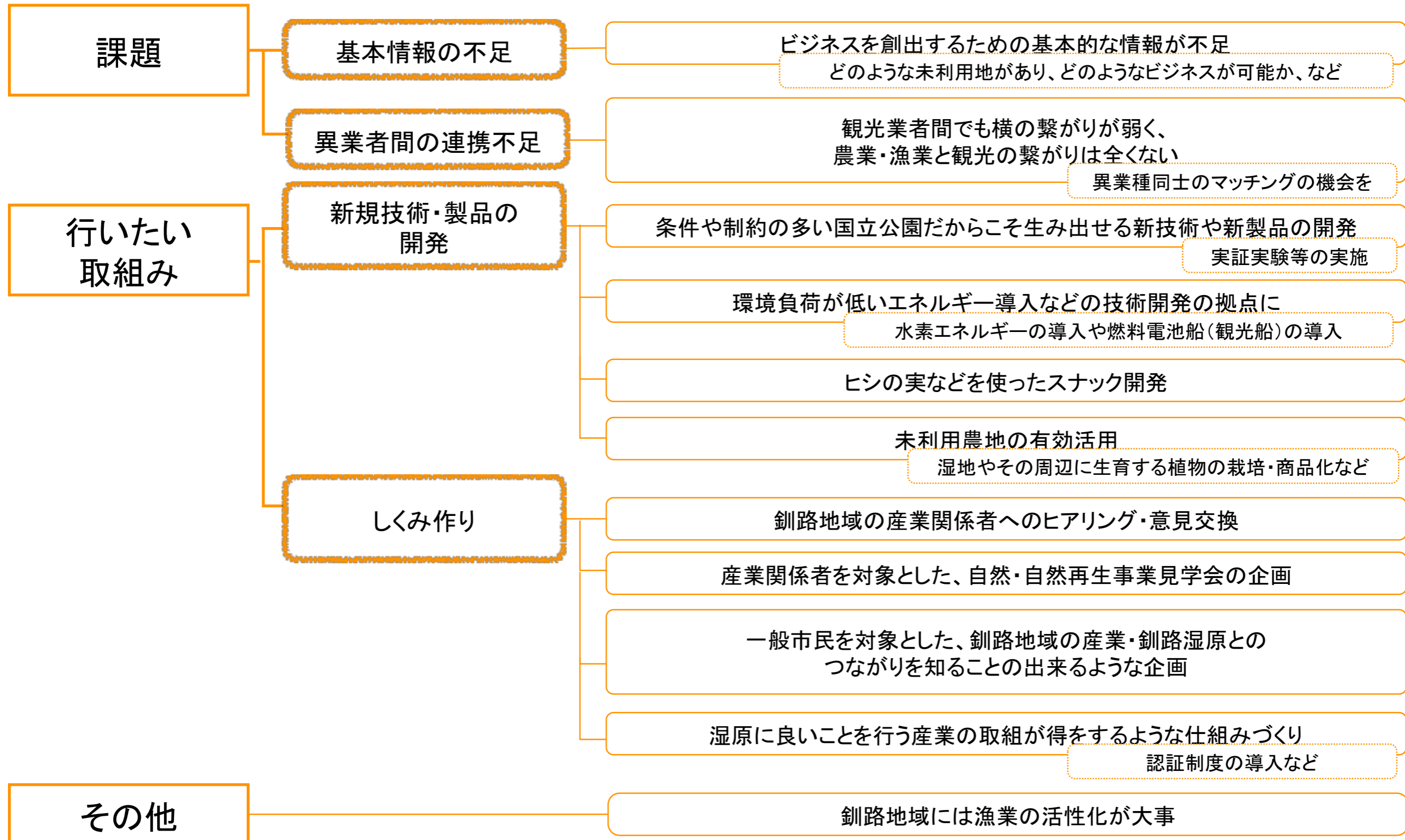
冬の釧路湿原の活用の促進を行いたい

設備整備

釧路湿原国立公園周辺の施設トイレ・駐車場・道路などの整備

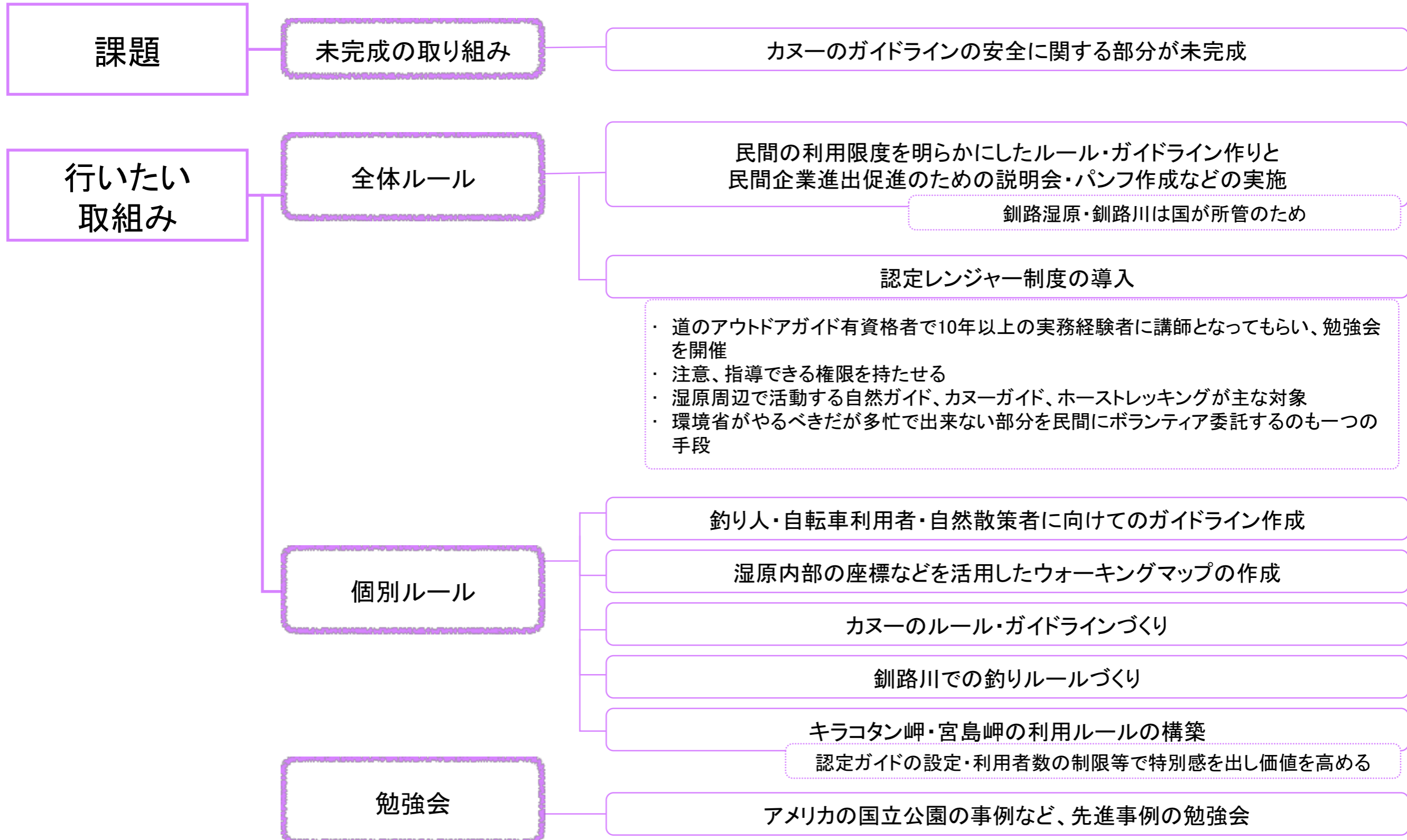
アンケート調査結果 ②

産業連携への取組参加について



アンケート調査結果 ③

ルール・ガイドラインづくりへの取組参加について



アンケート調査結果 ④

その他

課題

具体性がない

会議のための会議の開催という印象をぬぐえない。
抽象的な言葉のやりとりで時間を消費。具体的な取組みをする会議なのか？

道筋がみえない

このアンケートの主旨・内容がどのように「将来にわたり地域産業が豊かになる取組みを進めること」につながるのか道筋が理解できない

提案

状況の客観把握

先進事例の調査研究、現状の分析等から釧路湿原の置かれた状況を客観的に把握し、課題・可能性の抽出、中長期的な方針を立てることも大切

アンケート対象者の変更

アンケートは現場のよりリアルな声を聞くツール。
ガイドやカヌー事業者などを対象としては

地元の担い手づくりを

地元で釧路湿原の保全・再生を活用して
地域づくりを行う担い手(団体)の育成が大切

研究成果発表

釧路川流域の未利用農地の水質浄化機能について調査・研究中。
この研究の成果について小委員会等の場で報告可能

アンケート調査結果まとめ① 回答で示された取り組み案

観光

イベント

食とのコラボ

どさんこ牧場と連携

カヌーイベント

ツアー

教育旅行

市内ホテルと連携

体験型スポット

泥炭等の利用

達古武キャンプ場の利用
(ガイド育成含む)

冬季活用

設備整備

トイレ
駐車場
道路

産業連携

新規技術・製品の開発

自然エネルギー導入

ヒシの実の利用

未利用農地の利用

しくみ作り

産業関係者へのヒアリング・意見交換会

産業関係者を対象とした事業見学会

産業認証制度の導入

産業創出のための基本情報の提供

農業・漁業などの異業種とのマッチング会

一般市民対象の産業見学会

ルール・ガイドラインづくり

全体ルール

民間の利用限度を明らかに

認定レンジャー制度の導入

個別ルール

釣り人・自転車利用者・自然散策者に向けた利用ガイドライン作成

カヌーのルール・ガイドラインの作成

釧路川の釣りルール制定

キラコタン岬・宮島岬の利用ルール制定(認定ガイド設定)

勉強会

先進事例の勉強会

アンケート調査結果まとめ② 小委員会の性質等からの制約

観光

イベント	ツアー	体験型スポット	冬季活用	設備整備
食とのコラボ	教育旅行	泥炭等の利用		トイレ 駐車場 道路
どさんこ牧場と連携	市内ホテルと連携	達古武キャンプ場の利用 (ガイド育成含む)		
カヌーイベント				

事務局による整理

産業・ビジネスの主体にはなれない
*ただし既存の産業との「連携」、事業の「きっかけづくり」は出来る

ハード面の整備はすぐには難しい

産業連携

新規技術・製品の開発	しくみ作り	
自然エネルギー導入	産業関係者へのヒアリング・意見交換会	産業創出のための基本情報の提供
ヒシの実の利用	産業関係者を対象とした事業見学会	農業・漁業などの異業種とのマッチング会
未利用農地の利用	産業認証制度の導入	一般市民対象の産業見学会

行為の「制限」を小委員会がどこまで担えるか

ルール・ガイドラインづくり

全体ルール	個別ルール	勉強会
民間の利用限度を明らかに	釣り人・自転車利用者・自然散策者に向けた利用ガイドライン作成	先進事例の勉強会
認定レンジャー制度の導入	カヌーのルール・ガイドラインの作成	
	釧路川の釣りルール制定	
	キラコタン岬・宮島岬の利用ルール制定(認定ガイド設定)	

アンケート調査結果まとめ③ 取り組み案から見えてきたニーズの抽出

湿原の利用→ただの「利用」ではなく
ワイズユースに結びつくような「利用」

観光

イベント

- 食とのコラボ
- どさんこ牧場と連携
- カヌーイベント

ツアー

- 教育旅行
- 市内ホテルと連携

体験型スポット

- 泥炭等の利用
- 達古武キャンプ場の利用
(ガイド育成含む)

冬季活用

設備整備

- トイレ
駐車場
道路

既存産業・事業者との
連携の不足

湿原の利用についての
情報提供の不足

他の解決方法の
情報の不足

既存産業・事業者との
連携の不足

産業連携

新規技術・製品の開発

- 自然エネルギー導入
- ヒシの実の利用
- 未利用農地の利用

しくみ作り

- 産業関係者へのヒアリング・意見交換会
- 産業関係者を対象とした事業見学会
- 産業認証制度の導入

- 産業創出のための基本情報の提供
- 農業・漁業などの異業種とのマッチング会
- 一般市民対象の産業見学会

湿原の利用についての
情報の不足

ルール・ガイドラインづくり

全体ルール

- 民間の利用限度を明らかに
- 認定レンジャー制度の導入

個別ルール

- 釣り人・自転車利用者・自然散策者に向けた利用ガイドラインの勉強会
- カヌーのルール・ガイドラインの作成
- 釧路川の釣りルール制定
- キラコタン岬・宮島岬の利用ルール制定(認定ガイド設定)

そろそろ更新時期
+
安全項目の作成が残っている

事務局による
整理

2

今後の取り組み内容について

地域づくり小委員会の役割と今後の取り組みについて①

地域づくり小委員会の目標

「自然再生を通じた地域づくりの推進」

- ▶ 地域産業と連携した湿原のワイズユースにより、釧路湿原を保全・再生することによって、将来にわたり地域産業が豊かになる取り組みを進める

地域づくり小委員会の視点

「この小委員会ができた経緯としては、あくまでも自然再生協議会の中のものですから、湿原をただ利用して観光振興・産業振興しよう、というのがメインではないですね。ラムサールでも唱われたワイズユースをどうすすめていくか、そのときに観光や産業振興というのを通じて湿原の再生、持続的な発展にどうつなげていくのか、ということが一番重要であると思います。そこを忘れて産業の振興にはしるのであればこの委員会の意味がない」

佐野委員長の発言(第2回地域づくり小委員会議事録より)

キーワードは
「ワイズユース」

「ワイズユース」と
「産業的利用」を
どうつなげるか

小委員会と
しての
制約

産業・ビジネスの
主体にはなれない

ハード面の
整備は難しい

*ただし事業の
「きっかけづくり」は出
来る

抽出された
「課題」

既存産業・事業者との
連携の不足

他の解決方法の
情報の不足

湿原の利用に
ついての
情報の不足

*適切な「情報の
提供」が必要

小委員会は
ワイズユースを
「アシスト」する
役割という
位置づけ？

「具体的な
取り組み
プランは？」

地域づくり小委員会の役割と今後の取り組みについて②

事務局提案として…

釧路湿原のウィズユースのための「産業利用ガイドブック」(仮称)の作成

「ウィズユース」と
「産業的利用」とを
つなぐ

事業の
「きっかけづくり」
をする

適切な「情報の提供」
を行う

湿原を使って「何ができるか」を考える
→ボトムアップ型のウィズユースの指針として

ガイドブック項目<例>

<基本情報の提示>

- ・ 釧路湿原自然再生事業の紹介
- ・ 国立公園の利用規制について(保護レベルに応じた段階的な規制の整理)
- ・ 既存のガイドライン・ルール of 整理(釧路川カヌーガイドラインの「安全項目」の作成も含む?)
- ・ 既存のツアーや事業者の整理(湿原保全に向けた取り組みがあれば積極的に紹介)

委員会で議論

<具体的なQ&A>

- ・ イベントやツアーを企画したい! どうしたらいい?… 利用ルールの周知+既存施設や担当部署の紹介、手続き方法の提示 など
- ・ 駐車場やトイレはどうしたらいい?… 仮設設置の検討など代替案の提示+担当部署の紹介、手続き方法の提示 など

産業活用ガイドブック項目参考例②

やんばる地域国立公園・世界遺産に関する住民説明会資料*

農林漁業を営むため※に必要な建築物・工作物の場合…

地種区分	可否/主な許可の基準について
特別保護地区	原則できない。ただし、以下に該当するものは可能 ・既存の建築物・工作物の改築、建替え ・地下に設けられる工作物
第1種特別地域	・外部の色彩、形態が周辺の風致・景観と著しく不調和でないこと
第2種特別地域	以下に該当するものは可能。 ・主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと ・山稜線の分断等眺望の対象に支障を及ぼさないもの
第3種特別地域	・外部の色彩、形態が周辺の風致・景観と著しく不調和でないこと

農林漁業のため※に必要な土地の開墾・形状変更の場合…

地種区分	可否/主な許可の基準について
特別保護地区	原則できない。ただし、以下該当するものは可能 ・現に農業の用に供されている農地内での客土、農地改良
第1種特別地域	
第2種特別地域	以下に該当するものは可能。 ・必要な範囲でのもの
第3種特別地域	・土砂の流出のおそれがないもの

※目的

建築物の新改増築の場合を例に…

地種区分	主な許可の基準について
特別保護地区	原則できない。ただし、以下に該当するものは可能 ・地下に設けられる工作物 ・既存の工作物の改築・建替え、災害に復旧するための改築・建替え ・学術研究その他公益上必要である工務物（当該ただし書については、以下のとおり）
第1種特別地域	
第2種特別地域	以下に該当するものは可能。 ・主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと ・山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないもの ・外部の色彩、形態が周辺の風致・景観と著しく不調和でないこと
第3種特別地域	・道路・敷地境界から5m以上離すこと ・建築面積2000㎡以下、高さ13m以下、敷地面積ごとに建坪率10%以下～20%以下

※農林漁業を営むためなど目的によって基準が異なる場合があります

30

制度の概要 — 手続の有無(特別地域) —

(具体例) 畜産業の場合

作業	必要な手続
牧草の播種	手続不要
牧草の播種刈り取り	手続不要
かん木の除去	手続不要
放牧	手続不要 (現在放牧中の区域) 届出必要 (新しく放牧する区域)
牧場の造成	要許可 (土地の形状を変更する場合)
畜舎、納屋等の設置	手続不要(ただし、道路から20m以上離れている場合) 要許可(上記以外)
水槽の設置	手続不要

(具体例) 林業の場合

作業	必要な手続
育苗	手続不要
地植え	手続不要
植林	手続不要
下刈り、間伐	手続不要
伐採	要許可
林道の設置	要許可

(具体例) 宅地や別荘の場合

行為の内容	必要な手続
門、生垣の設置	手続不要
宅地内の木竹の伐採	手続不要
宅地内の土石の採取	手続不要
工作物の修繕	手続不要
家の新改増築	要許可 ご本人が申請
車庫、物置の新改増築	要許可 ご本人が申請
取り付け道路の新改増築	要許可 ご本人が申請

33

具体的な地域の産業と
考えられる行為を例示
して規制を提示

FAQ(よくある質問)

Q1: 国立公園に指定されると立入り禁止?

→ 国立公園=立入り禁止ではありません。

Q2: 国立公園に指定されると何もできなくなるの?

→ 場所に応じた段階的規制や規制適用除外行為の規定で生活や生業との調整が可能な制度になっています。

Q3: 国立公園に指定されると庭の木も伐れなくなるし、石も拾えなくなるの?

→ できます。当然、草刈りもできます。

Q4: 国立公園に指定されると畑を耕すこともできないの?

→ できます。現在、森林になっている場所を伐採して畑にする場合は許可申請が必要になります。

Q5: たんかん畑の果樹を伐りたいが、許可申請が必要?

→ たんかん畑等農業用に栽培された果樹を伐るのに許可申請はいりません。

41

Q6: 畑に農作業の小屋を建てたいが?

→ 道路から20m離れた場所であれば畜舎、納屋等を建てるのに許可申請はいりません。

Q7: 公園内でホテルや売店・飲食店を建てられますか?

→ 用途にかかわらず、基準にあうものは設置できます。なお、公園事業として設置する場合については、この基準によりません。(主な基準)建築面積が2000㎡以下、高さ13m以下など

Q8: 台風で家屋等が壊れた場合も許可申請しないと修理できないの?

→ 既存の建物や工作物を元通りに修理する場合は許可申請はいりません。

Q9: 木が倒れて道路に落ちたり、家屋を直撃しそうなので、伐りたいが?

→ そういう危険な木を伐ることは許可申請の適用除外規定が設けられています。

Q10: 車道等が土砂崩れで埋まったり、工作物が壊れた場合、復旧したいが?

→ そういう場合は、「非常災害届出制度」という事後届出制度が設けられています。応急措置にはすぐとりかかれます。

利用の具体的な
Q&A

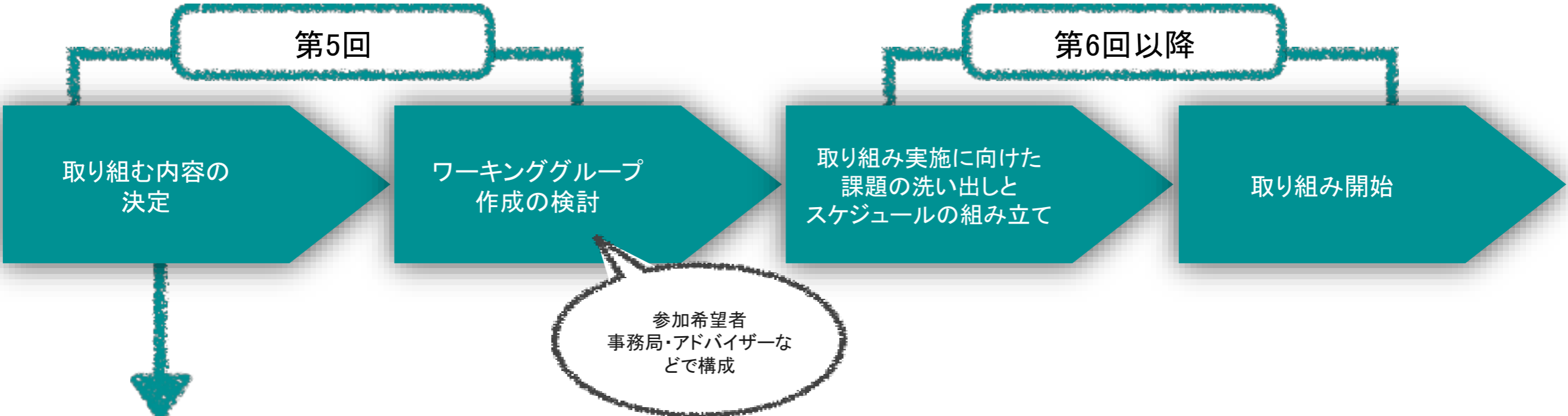
42

*「国立公園・世界遺産に関する説明会」

平成26年7月18日～8月6日

国頭村 那覇自然環境事務所

今後の進め方のイメージ



[例] 産業利用ガイドブックの場合

